

休日・夜間臨時窓口開設について（要予約）

問 町民係（内線 4154）

通常の開庁時間にマイナンバーカードの手続きが難しい方のために休日・夜間臨時窓口を開設します。来庁日の2日前の午後5時までにインターネットもしくは電話で事前に予約をお願いします。予約がない場合は、開設しませんのでご注意ください。

①休日窓口開設日

●日時 8月9日(土)、24日(日)
午前9時～午後4時40分まで

②夜間臨時窓口開設日

●日時 8月14日(木)、28日(木)
午後5時20分～7時40分まで

●予約先 町民係（内線 4154）
または下記 QR コードから予約してください。



食と放射能に関する座談会

問 除染対策係（内線 1705）

食と放射能に関する専門の先生や生産者の方と交流する講演&座談会です。気になっていたけれどもなかなか聞くことができなかった食と放射能についての質問等にお答えします。ぜひご参加ください。

●日時 9月6日(土) 午前11時～午後2時30分

●場所 ニュー新川

●参加費 無料

●定員 20名（小学3年生以上）

●申込期間 8月4日(月)～21日(木)※申込多数の場合は抽選により決定いたします

●申込先 ホームページからアクセス、もしくはメール (zadankai@fukukankyo.jp) にてお申込みください。

上記により申し込みできない方は電話 (024-572-6401) でも受付いたします。

※この事業は福島県生活環境部消費生活課主催事業です。



原発事故賠償に係る相談窓口

問 原子力損害賠償紛争解決センター (Tel 024-941-0164)

文部科学省原子力損害賠償紛争解決センターでは、原発事故による東京電力への損害賠償請求について和解の仲介を行っています。どなたでも利用可能ですのでぜひご利用ください。



●平日の夜間・土曜窓口の開設

令和8年3月までの

奇数月 第1水曜日

(午後4時～8時)

偶数月 第1土曜日

(午後1時～5時)

●利用方法

①福島事務所来所 (郡山駅から徒歩5分) ⇒ 予約優先制

②電話・オンライン (ZOOM 会議) ⇒ 完全予約制 (先着順)

●予約先 原子力損害賠償紛争解決センター (Tel 024-941-0164)
予約電話受付 平日午前10時～午後4時

町営住宅入居者募集 問 管理係（内線 1603）

●募集期間 8月1日(金)～8月15日(金)

●受付時間 午前8時30分～午後5時15分（閉庁日を除く）

▼対象住宅	▼戸数
① 飯坂団地（飯坂字北古堂道内）	2戸
② 小綱木団地（小綱木字反田）	4戸
③ 壁沢団地1号棟（字壁沢）	15戸（1・3～5階）
④ 壁沢住宅2号棟（字壁沢）	3戸（1・2階）
⑤ ふもとがわ団地1号棟（大字鶴沢字笛田）	11戸（2～5階）
⑥ ふもとがわ団地2号棟（大字鶴沢字笛田）	9戸（2～5階）
⑦ 賤ノ田団地（字賤ノ田）	10戸（2～5階）

※壁沢住宅2号棟については、UIターン者等の入居要件緩和措置があります。詳しくは係までご相談ください。



●間取り・設備 各団地で若干異なりますので、問い合わせください。

●入居条件

①現に住宅に困窮している方。

②税、その他の使用料等の未納がないこと。

③現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、婚姻の予約者等も含む。

④単身入居の資格が認められる者は満60歳以上。(60歳未満の場合は別途条件が必要となりますので、問い合わせください)。

⑤収入基準は、所得月額158,000円以下であること(収入のある方全員)です。ただし、裁量世帯(入居者が障害者等)の場合は214,000円以下となります。

⑥入居決定時に、1名の連帯保証人に引受承諾が得られること。

⑦入居者が暴力団員でないこと。

●家賃 入居者の所得や団地ごとに異なります(別途、共益費等がかかります)。

●駐車場 原則1戸に1台(家賃とは別に使用料有り。一部の住宅は駐車場無し※新中町団地については、入居者名義2台まで)



暮らし

児童扶養手当受給者は 現況届の提出を

問 子育て支援係（内線 2302）

ひとり親家庭等、児童扶養手当を受給している方は、毎年8月中旬に「現況届」を提出していただく必要があります。受給者へは、通知書を送付いたしますので、提出期限までに標記担当へ提出してください。必要書類など詳しくは案内通知をご覧ください。

なお、ご不明な点は標記担当までお問い合わせください。

●受付期間

8月1日(金)～8月29日(金)

特別児童扶養手当受給者は 所得状況届の提出を

問 子育て支援係（内線 2302）

障がい者等、特別児童扶養手当を受給している方は、毎年8月中旬から9月中旬までに「所得状況届」を提出していただく必要があります。受給者へは、通知書を送付いたしますので、提出期限までに標記担当まで提出してください。必要書類など詳しくは案内通知をご覧ください。

なお、ご不明な点は標記担当までお問い合わせください。

●受付期間

8月12日(火)～9月11日(木)

犬・猫の飼い主の皆さまへ

問 生活環境係（内線 1307）

●犬には必ず鑑札・注射済票を付けましょう。

狂犬病予防法では飼い犬に、「鑑札」と「狂犬病予防注射済票」を装着することが義務付けられています。迷子になった場合に“記載されている番号”で飼い主が分かります。

●猫には名札を付けましょう。

猫が迷子になっても飼い主が分かるように、“飼い主の住所及び氏名を記載した名札”を付けましょう。

●購入した犬・猫のマイクロチップ情報の登録が義務化されました。

令和4年6月から、ブリーダーやペットショップ等で販売される犬及び猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられております。マイクロチップが装着されていると、犬や猫が迷子になったときや、地震などの災害によって、飼い主と離ればなれになったときに、保護された犬や猫のマイクロチップの番号を読み取り、飼い主に連絡することができるため、飼い主のもとへ戻る確率が高まります。犬や猫を購入した飼い主は、住所や氏名、電話番号等を変更登録する必要がありますので、忘れずに変更登録をしましょう。変更登録の手続きは、パソコンやスマートフォンからオンラインで行えます。

●マイクロチップ問い合わせ窓口

TEL : 03-6384-5320

mail : info@mc.env.go.jp

全国一斉「こども人権相談」強化週間の実施

問 町民係（内線 1305）

福島地方法務局と福島県人権擁護委員連合会は、本年8月27日から9月2日までの7日間、全国一斉「こどもの人権相談」強化週間として、いじめや嫌がらせ、虐待、体罰などこどもの抱える人権問題について、電話及びSNS(LINE)による人権相談を実施します。相談は、人権擁護委員及び法務局職員が応じ、秘密は守られます。期間中は、平日の夜間、土・日も相談に応じますので、お気軽にご相談ください。

●期間 8月27日(水)から9月2日(火)までの7日間

●時間 午前8時30分から午後7時まで

※ただし、8月30日(土)・31日(日)は午前10時から午後5時まで

●電話番号 0120-007-110（フリーダイヤル）

●LINE公式アカウント「法務局LINE じんけん相談」

検索ID: @linejinkensoudan

●問い合わせ 福島地方法務局人権擁護課 024-534-1994



8月のスポーツ教室のご案内

お問い合わせ先 川俣町体育館 TEL 024-565-3931

NPO 法人かわまたスポーツクラブに委託して次のスポーツ教室を開催します。参加には事前申し込みが必要になります。

教室名	日時	場所	対象者	
トレーニング教室	8月9日(土) 午前10時～、20日(水) 午後7時～	町体育館	川俣町在住・在勤高校生以上 ※高校生の受講は保護者同伴	
スポーツウエルネス吹矢	8月4日(月)、25日(月) 午前10時～			
みんな楽しく歩こう	8月22日(金) 午前9時～			
ランナーズクラブ	8月9日(土)、23日(土) 午前9時30分～			
老若男女でポッチャ	8月7日(木)、28日(木) 午後1時～			
ヨガ教室	8月25日(月) 午後1時30分～			
ニュースポーツ教室	8月8日(金)、29日(金) 午前10時～			
楽々健康体操教室	8月8日(金) 午後1時30分～			
芸能伝承 盆踊り教室	8月19日(火) 午後7時～			本町コミュニティ活動センター